

Title	安濃津騒動記 (社会経済史資料紹介)
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.11 (1936. 11) ,p.1679(87)- 1687(95)
JaLC DOI	10.14991/001.19361101-0087
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19361101-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

安濃津騒動記

(社會經濟資料紹介)

野村兼太郎

寛政八年伊勢の藤堂藩に起つた百姓一揆はその原因が特殊なものであつたために、一般によく知られてゐるものである。この百姓一揆に關しては、太田南畝の「一話一言」の卷二十八にある外に、「寛政一揆岩立茨」なる板本がある。前者は勢州津の堀川町福田氏手紙寫とあり、實際にこの騒動に遭遇した者の記したものであるらしい。後者は未だ一見する機會を得ないが、四力弘克氏遺稿「三重縣歴史地理參考書解題」に依れば、

「寛政八年津藩主藤堂高敦ノ時、領内ノ農夫ガ暴動ヲ起シタル顛末ヲ記シタルモノナリ、著者一志郡榑原ニ遊ビ、夢ニテ天狗ヨリ聞キトリタル由ヲ序文ニ載セタリ、草蔭冊子ニ收ム。自序ニ寛政九年正月ノ閑日トアリ、サレド卷末ニ「寛政より享和文化文政に移り米價四十俵替に至る御代萬歳を祝したる目出度ためし今爰にあらまし顯はす此小冊實に國家の秘事なればみだりに披見すべからず云々」ト記シテ完結セリ、故ニ後世ノ書續ギモアルナルベシ」(「三重縣史談會々誌」第三卷第九號所載)。

この解題に寛政八年津藩の當主を高敦としてゐるのは誤りであらう。寛政四年には弟の高嶺^{サト}がすでに封を受けて

ゐたからである。

今こゝに紹介せんとする「安濃津地割騒動記」は半紙五枚ばかりの小冊子である。かつ又その記述も客觀的に公平に敘述されたものではない。むしろ當時の民政改革派に對して不當と思はれるくらゐの反感を有つて書かれてゐる。著者も年代も不明であるが、恐らく改革派の反對者に依つて記されたものであらう。前述の「岩立茨」にしても、又「一話一言」の記事にしても、あるひは天狗話に借り、あるひは「此度之義顯はに書記候事憚候故昔咄しの様になぞらへ」てゐるのに、この小寫本は直截に當主和泉守をかなり過激とも思はるゝ言葉を以つて批評してゐる。資料として見れば本書の如きは、あまり價值あるものと考へられないが、民政の改革が如何に困難なものであるか、又よい意味の改革も見方に依つては如何に惡意に解され、如何に大事件を誘發するものであるかを知る上に多少の役に立つであらう。

この一揆の原因について黒正巖氏は次ぎの如く述べてゐる。

「之は領内の農民の多數が土地を失ひ小作人に成り下りて生活が困難となり、從て又農村の租稅負擔力が減少したので、この弊を救ふ爲め、領内の一部に舊來より行はれてゐた田地割換の仕法の有利なるを見て、新に之を他の地方一般に實施せんとした事が動因となつて居る。土地を失へる農民に對して地主から土地を取り上げて班給するのであるから、一般の農民は大に之を歡迎すべき筈であるに拘はらず、却て之に反對するといふ奇異の結果に了つた。『一話一言』にも『別て困難の在所三十二ヶ村へ地平均申付候まゝ是は其村の高を御上へ不殘召上られ、百姓貧富を不分、甲乙なしに平し、田畑割合に作らせらるゝ趣被仰出候處、甚以百姓方上下とも歸服不仕』とある。之は無知なる農民が、土地を沒收せらるゝ事によつて大損失を蒙る地主や庄屋等の煽動に乗り、事實の

真相を理解せずして騒動を起したものであらうが、又他面より見れば全く舊慣の廢止によつて急激なる變化の生ずる事をきらつた結果に外ならぬと思ふ。」「(百姓一揆の研究「一四三—四頁」)

土地平均の理想に依る改革が行はれ得なかつたのは、恐らく單にこの問題のみならず、當時同藩にあつて民政を改革せんとする一派がなした種々なる改革が一般民衆の反感を買つてゐたがためであらう。即ち土地割替だけが原因であつたのではなく、その以前から行はれた改革が民心を刺戟して生じたものであらう。今「騒動記」の序文を紹介して、そこに現れた反改革の意見を檢して見よう。

「天の惡む所も必討ス、上壹人より下萬民に至迄可憐天理を考へ無理非道無之處日夜可有心得所、當時の和泉守殿と申仁も、元來三拾五萬石の領主ニ無之、甚しく^{虫喰}□地を領し在之しに、先祖の惠ミも哉、本家世繼絶、分家より相續ニ被參し事、身分不相應の仕合幸福ならざるを、右の領主となられ、入府已來今年迄、能々^{虫喰}無之、少身より大家へ相續ニまいられ、ふ相應の行跡、奢ニ長し、依る諸賄ひ年々不足ニ付、神佛の大切な金子杯幾數多爲借入、得世同様ニ打倒し、その上領國之神木佛木、古來より神佛ニならし有來い古木ふ殘伐溜え、氣ニ入の家來とも御益筋を申立ゆ得て、愚得^{虫喰}御心も叶ひ、出情いとし、下役人迄是をうらやみ、其心を以て下ニ民の政事迄も、困窮をふ願、愚得の心も叶ひ出情を悦び、六年已前迄他領より過半の金子領分村々融通いとし有之、所、役人の倭奸を以、借入金銀元利返さざる様ニ村々申付、取立筋ハ彌以嚴敷、下々百姓之身ニて金子之出、打倒し事故、今日ニ成いある操合一切出來兼、立行無之、依之願書追といひても、百姓方の願ひ取次いある、役人の身の爲ニふ相成、そま故願書取次ふ申上^{虫喰}□立行手□無之儘、誰申合ともなく、御領内申合の様ニ同氣も我もく、と安濃津へ數萬人押出し、度、恐敷次第、無理非道の働を致し事、國を治免之大將の愚を^{虫喰}□

理は叶ふ道理として、天のゆゑし給、誠天罪、國家を治むるきものへ是を見て、猶もおそき處へあむるき憂奈利、

藤堂和泉守高嶽は一度同氏佐渡守高雅の養子となつた。五萬三千石、久居の城主である。後に兄高悠の跡を襲ふたのである。これ身分不相應の仕合と呼べる、所以である。(この藤堂家の繼承について多少不明の點もあるが、今こゝでは問題外であるから言及しない)。

高嶽の代になつてなした改革には、第一に金銀貸借に關するものがある。上述の記述だけでは甚だ明瞭でないが、何か棄捐に類する方法を採用したやうに思はれる。「一話一言」には、「郷中借付金三步利に被仰出、中分以上は迷惑いたし候へども、輕き者悦候故、是等にては宜納罷在候」とある。兩者を比較して見ると、「騷動記」のは誇張的記述であることが明かに解る。しかし金融の梗塞から生ずる不平はかなり強く存存してゐたのではなからうか。

第二の改革は古木の伐採である。「一話一言」には、「御領下陰伐とて田畑へ障り成候樹木、神社地抔構ひなく、田畑陰に成候樹木殘伐捨、古昔より不伐樹木抔不構伐捨候故、田方は宜敷相成候地面も出來候也」と述べてゐる。これはそれ自體としてはむしろ善政であらう。しかし舊慣を尊重し、頑な信仰心を有する農民に對して決してよい印象を與へたとは思はれない。かゝる改革が相次いで行はれたため一般に反感と不安を感じつゝあつたことは十分に認められる。そして土地割替の實行を聞くに及んで、その反感は終に一揆を生ぜしむるに至つたのである。

この土地收納が如何なる方法に依つて行はれたか、詳細は不明であるが、恐らく無償を以つて沒收せんとしたのであらう。しかし徳川時代におゐては百姓はかゝる純粹の封建的壓迫に服従し得る状態にはなかつた。徳川時代におゐても土地は決して領主のものではなかつた。土地は百姓のものであつた。領主は土地に對する支配權とその土

地の生すべき貢租を徵集する權利とは有してゐたが、土地は百姓の所有であつた。従つて何等沒收される正當の理由もないのに、これを沒收することは、假令貧富を平均ならしむると云ふ大理想に基いてゐたとしても、反抗されざるを得ない。この點におゐてもわが國の徳川時代の百姓を純粹の封建的農奴と同一視することは困難である。(地割慣行の存する地方は別問題である)。この意味でこの百姓一揆は特に興味が多い。

今紹介しつゝある「騷動記」の本文は次ぎの如きものである。

「安濃津地割騷動記」

千代に治承は代、國の一亂となる、國司ふ道として民の困窮より起るやか漚、然るに寛政八年丙辰十月、和泉守殿領分、田畑山林地平シと申立ふ殘取上、其上百姓大小無之様ニ役人を以地方割付被申付、依之百姓共大切な賑實を被取上、難儀至極ニ付、追々願書指上ひ得共、一向御取上無之、既ニ極月廿六日、凡六千餘人、小傍谷々々鐵炮、斧、竹鎗、大飛を持て、同所沓掛を申所へ押寄せあり、抑此と云ふ東雲出川として河深、西南へ高山、北へ津一方口にして、昔當國多藝之國司北畑大納言、織田信長戰の時、津の城より出張を構へ、要害第一の所なり、此所に多數萬の松木を燒立、貝太鼓一度にとつと鯨波を修くりひあへり、此相圖を見て、柳原谷より、八千餘人、右同様ニ扣り、爰へ往古の郡山の城なり、此所いまの柳原式部太夫殿古郷の城跡なり、然るに掠元豐工野に亂抗を打、幟を立、其勢凡壹萬五千八人程、一勢く宛備を立、扣り、去程は北東へ桑名近所百姓凡三千五百人々と、海上より貝太鼓にて、明松をともし押寄せあり、然るに伊州甲谷より八千餘人、同國上ノ往來大塚と申所に出張を構へ、數百本之幟を立、相圖の時を待居たり、又南伊勢百姓凡五千餘人押寄んとせる所ニ、紀州殿松坂の城内より數萬の勢を撰ミ、徳和河の下をせき留、此勢を防、依之右百姓勢海手に廻り、船ニ乗矢野香良淵

の宮へ上るを相圖に、廿七日の夜四方の山に火を懸け、五里十里誠ニ白晝のごとく光輝起、既ニ陣貝、太鼓、釣鐘ニて鯨波をあげ、一度にどつと安濃津に押寄せり、然あるは泉守殿江戸詰なまは、早馬ニて注進れ、城内虫喰□手配用意致し間無之、大勢のもの追々城近邊へ押寄せ、町屋ニて右大勢の心叶ふ家ハふ殘飛道具を以テ打潰し、金銀諸代品物取虫喰□し、財寶を□捨る事數えきれ、扱まと津城代藤堂仁右衛門諸方城門を堅えい處、下知を傳へ早速伊州上野城代采女方は早打を出しけり所、右使者大塚にて百姓勢ハ喰留られ、中々以通行難相成、依之一先南の方をぬきくると、高茶屋天神の森を藤堂利三右衛門大將として、三百之勢をあらミ、弓鐵炮大筒ニて出張を構へあり、此所聞へる大沼として、後ハ高山要害隨一之とあるなり、あるは雲出近所凡貳千餘人後の山に火を懸け、左右より押寄せり、依之城勢思ひあけなき後より火急におし立らる、數多の城勢大沼に追込れ、夫より漸々命からく見苦敷も津の城中に逃込たり、さてまた久居、藤堂佐渡守殿西平木村も中へ、平松左五兵衛を大將として五百の勢を撰み堅えり、東津松谷口ト云所、田中幸之進を大將として三百餘騎ニて堅えり、又北の方百姓勢焰焔藏は火を懸くとゑ所、五百人弓鐵炮大筒ニて是を防、然ルニ西御門八丁口材木ニ火を懸け、既ニ城内も危く見へるは、此時西の門を開き、茨木利兵衛宗勝三百の勢をぐし、馬上ニて鎗引下け、今年貳拾七才ニして鎗の達人、大音上ケ名乗いつる、是を見て百姓勢□其茨木こそ我等の望む相手なりと、竹鎗斧等持て躍懸る、やゝ暫く戦ひけり、なまとも茨木は聞へる鎗の□人ゆへ百姓勢少々手負、ひるむ所に□櫻□□の鎗を着し、白綾の鉢巻を鎗引下け出けり、茨木此跡を見て申ゆるは、土民の分在として打物の手業憎き下郎と怒りけり、やアく土民とハ過言なり、某先祖ハ當國多藝國司北畑大納言之家臣ニして、一方の大將を給し、伊野の住人佐々木源左衛門定吉末葉同兵左衛門勝吉と言ものなり、イザく勝負と重代相傳之大身の鎗を追取、

渡り合、秘術を盡し戦ひしが、何とかあたりけん茨木眉間を突き、眼中くらミ馬よりどうや落、既ニ首かき切らんとゑる所、其時家來高橋與八郎と言もの大力ニして、右茨木を小脇ニ抱込、城内に逃込たり、此茨木利兵衛宗勝參ふ仁ニして、右地割を始めぬ役人なり、然ルに北の口ニ參、長田三郎兵衛大將として一千餘人、當世河は出張を構へ、先天地表し、乾坤之二分を定め、一之備として橋向に亂杭を打、三百餘人鐵炮ニて扣あり、また橋の手前ニ二備、如此ニ貳丁程幕を張り、其内に長田氏扣あり、扱百姓勢一萬餘人、壹丁程川上ニあふ山有り、此所ニて數多の松木を焼立けり所、折節北風烈敷、長田之陣中に吹附けり、陣中煙まかき、上を下へと騷動れ、此時百姓勢一度は時をばくり、一二之備は無二無三ニ破れり、流石の長田もあらへかき、城内さして逃込り、去程上方の百姓勢大手東の方へ押寄せり、其勢三萬五千餘人、此時大手之大將ハ物頭岡本五郎左衛門、門戸を開き、其跡馬上ニて、馬の前輪ニ我の姓名を印する幟を押立、軍配を持、數萬之中ハ大音ヲ上て、やアく百姓とも殿之御留主ハ大騷を起□□の事、ふ届きなまとも、願之趣可然間届可遣間、先々鎮り可申と下知被致しき、數萬之百姓勢頭を下けて敬ひけり、依之阿彌陀寺に連行、其者共願之趣キ逸々間届ケ可遣段被申渡り得共、百姓とも慥成御墨附被下渡り様相願ひニ付、其印ニ證據被遣ひなり、抑此五郎左衛門も申仁、軍學兵法ニ達し、其上至る慈悲深キ人なまは、百姓共も皆々悦び、實心を感心し、鐵石之ふとく成居けり者も敬ひ平伏れ、扱又百姓とも願之趣も、杉達治平、茨木利兵衛、此兩人の首を可給と申き、岡本返答に、成程間届けい得共、今殿様の江戸御詰なまは、窺之上其方共立行い様ニ、我知行ニ引替、取斗ヒ可遣之、誠々慈悲ハ一生之相續とあや、實心之取扱故、百姓とも早速鎮り、廿九日夜明方はては追々引取けり、三拾五萬石之諸士を初メ、惣家中迄安穩の思ひをなし、安心の春を迎ひけり事、是偏岡本五郎左衛門慈悲心故なり、杉達、茨木、此騷動ふ思、已る立身

を好、下この痛も顧、御上の聞へ、又ハ殿之ふ外分、後々末世迄も、此惡名朽果れ、又在町ニて打あふしの家々及申、金銀、衣類、諸道具、諸色之費、下々ニてハ數キかなしミ、其恨み外ハハ相當、右兩人子と孫とニ至迄、浮む瀬ハあらじ、主、家來、此書を考見、可慎事奈利」

この書の記述は前述せる如く改革派に對して極端な反感を以つてなされたものであるから、決してそのまゝに解すべきものではない。殊に物語めかして面白おかしく描けるところが多い。殊に茨木某と佐々木某との一騎打の如き、岡本某の取扱振の如き、所謂善玉惡玉を極端に書分けたものである。この安濃津に於ける騷動記事は「一話一言」所載のもの、方が遙かに詳細であり、又信すべきものである。茨木某の件と思しき分を抜くと、「郡奉行騎馬にて松原に向はれしかば、目さす處之敵なるぞ打取とて大勢取巻しかば、是非なく門内へ引退、門を閉しに、大勢押來り打破らん勢ひ也、依て木戸の外へ鎧拔身出し、數十本にて防し故歩手少し疵を蒙る者もあり」と記し、實際に近い。又岡本某の名臣的取扱の記事は全然なく、「廿八日夜御觸出し有之、百姓等御いたわり之處、餘り法外成致方、二日は御用捨有之候共、最早此上は見のがしならず、町方へ亂入いたし候はゞ、手ごめにいたし、若手に餘り候はゞ、早速役所へ訴出べしとの御觸故、町中にも力を得、安喜致し候、依之門々出口々々のかため、番頭衆歴々何れも着ごみ陣裝束くさりかたびら拔身の鎧弓鐵砲石火矢にて嚴重に備へられ、再び寄來り候はゞ打取らんとこの御企故、此有様聞傳へ、百姓方城下は追々引退、夫より郷中役人地平しとかりし者、西在中にて十六七家打壞し、廿九日には追々注進有之し也」と記してある。

十二月廿六日にその端を發したこの一揆は廿七、廿八の兩日津の域下を騷がし、大晦日、翌寛政九年元旦、二日と追々に鎮靜に歸したものでらしい。従つて上掲「騷動記」の岡本某の英雄的物語は恐らく單なる假空談ではなからう

か屢々かうした良臣の英雄的行動が百姓一揆の中に眞實らしく傳へられてゐるのを見る。かうした種類の資料は取扱上十分周到なる用意が必要である。唯如何なる事件に對しても成心を以つてこれを觀察する時には、如何なる記述も可能になる。上に紹介せる「騷動記」の如きも改革に對する反感を基礎として描寫せる實録であらう。この點を顧慮してこの書を觀察すれば、矢張り一つの重要な資料となり得る。佐々木某が實在の人物であるか如何かは不明であるが、彼の如き由緒ある地方豪家があつたとすれば、恐らくこの新改革に對する反對の急先鋒であつたらう。彼をその代表者と見る時に、この「騷動記」の書かれた動機、又従つてこの騷動の由來する中心が何處にあつたかも推知することが出來よう。

因みに私が本誌本年八月號に寄稿した「本居宣長の社會經濟思想」中に註として引用した寛政九年正月八日並びに同廿七日付の書簡は、この地割騷動についての報告である（八月號五六頁）。参照されれば多少の興味はあらう。

（昭和十一年十月十九日稿）